

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018年（平成30年）5月15日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ沼南店

所在地 福山市沼隈町大字深草字金堀1979-1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

テナント棟西側 19台

ハローズ棟西側 23台

(変更後)

テナント棟西側 19台

ハローズ南西側 23台

3 変更する年月日

2018年（平成30年）5月26日

4 変更する理由

改築に伴う駐輪場の位置変更のため

5 届出年月日

2018年（平成30年）5月11日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2018年（平成30年）5月15日から同年9月18日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2018年（平成30年）9月18日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課